

令和8年度 松山市会計年度任用職員
(パートタイム／保健師・看護師・管理栄養士・保育士・歯科衛生士)
採用試験実施要領

令和8年1月5日

松山市会計年度任用職員(パートタイム／保健師・看護師・管理栄養士・保育士・歯科衛生士)採用試験を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人数及び勤務場所

試験区分	記号	採用予定人数	勤務場所
パートタイム保健師 パートタイム看護師	A	1人程度	松山市保健所 健康づくり推進課(萱町六丁目30番地5) 松山市保健所 すくすく支援課(萱町六丁目30番地5) 松山市保健センター南部分室(古川北三丁目8番20号)
パートタイム 管理栄養士	B	2人程度	松山市保健所 健康づくり推進課(萱町六丁目30番地5)
パートタイム保育士	C	2人程度	松山市保健所 健康づくり推進課(萱町六丁目30番地5) 松山市保健センター北条分室(河野別府937番地) 松山市保健センター南部分室(古川北三丁目8番20号) 愛媛県総合保健協会(味酒町一丁目10番地5) 愛媛県厚生連健診センター(鷹子町533番地1)
パートタイム 歯科衛生士	D	1人程度	松山市保健所 健康づくり推進課(萱町六丁目30番地5) 松山市保健所 すくすく支援課(萱町六丁目30番地5) 松山市保健センター南部分室(古川北三丁目8番20号)

(注)採用予定人数は変更する場合があります。

2 職務内容

試験区分の記号に応じ、それぞれ次のとおりです。

記号	職務内容
A	(1) 健康相談 (2) 幼児健診 (3) その他職員が指示する業務
B	(1) 栄養相談 (2) その他職員が指示する業務
C	健診(検診)会場での保育
D	(1) 歯科保健指導 (2) その他職員が指示する業務

3 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす者

(1) 試験区分の記号に応じて、次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 記号が「A」の場合は、保健師又は看護師の免許を有する者

イ 記号が「B」の場合は、管理栄養士の免許を有する者

ウ 記号が「C」の場合は、保育士の資格を有する者

エ 記号が「D」の場合は、歯科衛生士の資格を有する者

(2) 次のアからオまでに該当しない者

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成11年改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く。）

4 申込受付期間

申込方法	申込受付期間
インターネット申込み	令和8年1月5日（月）10時00分～令和8年1月30日（金）24時00分
郵送申込み	令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）（消印有効）

5 申込方法

申込方法は、インターネット申込みと郵送申込み（健康づくり推進課に直接提出可）の2種類の方法があります。いずれかの方法で申し込んでください。

<インターネット申込み>

- (1) 市ホームページ（採用試験ページ）から申込専用サイトに接続してください。下記のURL又は二次元コードから市ホームページ（採用試験ページ）に接続することができます。
- (2) 申込専用サイトで必要事項を入力するとともに、「顔写真（申込前6箇月以内に撮影したもの）のデータ」及び「受験する試験区分に必要な免許証又は資格証の撮影データ」を添付し、送信してください。
- (3) 送信後、受付完了メールを受信し、受験申込完了となります。
- (4) 申込受付期間終了後、試験会場等に関する案内、面接カードを送信します。令和8年2月9日（月）までにメールが届かない場合は、健康づくり推進課（089-911-1810）に御連絡ください。
面接カードは、印刷し、自署で記入の上、必ず試験当日に持参してください。

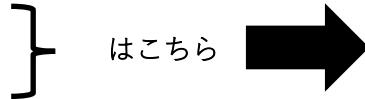
(注) 申込受付期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、システムの保守、点検等を行う必要がある場合や重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切責任を負いませんので御注意ください。

<郵送申込み>

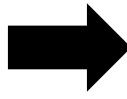
- (1) 市ホームページから採用試験申込書をダウンロード・印刷し、必要事項を記入するとともに、申込前6箇月以内に撮影した顔写真を貼ってください。
- (2) 採用試験申込書、受験する試験区分に必要な免許証又は資格証の写し及び返信用封筒を健康づくり推進課に直接提出し、又は簡易書留（封筒の表に「受験する試験区分を記載」採用試験申込み」と朱書きしてください。）で健康づくり推進課に郵送してください。
(注) 返信用封筒は、長形3号サイズの封筒に定型郵便物50グラム以内（令和8年1月現在：110円）の切手を貼り、あなたの宛先を明記したものが必要です。
(注) 健康づくり推進課に直接提出する場合は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに持参してください。
- (3) 申込受付期間終了後、試験会場等に関する案内、面接カードを郵送します。令和8年2月9日（月）までに書類が届かない場合は、健康づくり推進課（089-911-1810）に御連絡ください。
面接カードは、自署で記入の上、必ず試験当日に持参してください。

市ホームページ

インターネット申込み



はこちら



6 試験日、集合時間、試験会場及び合格発表

試験日	集合時間、試験会場	合格発表
令和8年2月17日（火） または 令和8年2月18日（水）	申込受付期間終了後、申込者全員に通知します。	令和8年3月上旬（予定）に受験者全員に合否を通知します。

7 試験の方法

科目	内容	時間
口述試験	主として人物及び専門知識等についての個別面接	約20分

8 採用予定日等

この試験の合格者は、試験区分ごとに松山市会計年度任用職員採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載します。採用は、令和8年4月1日以後、欠員が生じた場合に、原則として候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

候補者名簿の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

受験資格がない場合や申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

9 地方公務員法の適用

この試験に合格して採用された者は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるパートタイム会計年度任用職員として任用され、同法の規定が適用されます。

具体的には、同法第31条（服務の宣誓）、第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）、第34条（秘密を守る義務）、第35条（職務に専念する義務）、第36条（政治的行為の制限）、第37条（争議行為等の禁止）に規定する義務が課せられますので御注意ください。

10 勤務条件

(1) 勤務時間等 午前8時30分から午後5時15分までの間で1日7時間45分以内のシフト制勤務で、1週間当たり15時間30分未満の勤務です。試験区分の記号に応じて1日の勤務時間（例）は次のとおりです。ただし、勤務時間は相談させていただく場合があります。

記号	1日の勤務時間（例）
A	<p>【健康相談】 9：00～13：00（4時間） 13：00～17：00（4時間） 9：00～17：00（7時間、1時間は無給の休憩時間）</p> <p>【幼児健診】 11：00～16：00（5時間） 11：30～16：00（4時間30分）</p>
B	<p>9：00～13：00（4時間） 13：00～17：00（4時間） 9：00～17：00（7時間、1時間は無給の休憩時間）</p>
C	午前又は午後で3時間程度 ※年間の勤務日数は10日未満
D	<p>9：00～13：00（左記のうち3時間） 13：00～16：00（3時間）</p>

(2) **週休日及び休日** 試験区分の記号に応じ、それぞれ次のとおりです。

記号	週休日及び休日
A	日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
B	日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
C	祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
D	日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(3) **有給休暇** 年次休暇、療養休暇、特別休暇

(4) **給与等** 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、試験区分に応じて次のとおり支給します。基本報酬の支給日は、原則として翌月21日です。

記号	基本報酬		その他報酬等
A	保健師	時間額 1, 640円	通勤に係る費用弁償、時間外勤務手当等に相当する報酬等
	看護師	時間額 1, 618円	
B	時間額 1, 489円		
C	時間額 1, 424円		
D	時間額 1, 405円		

備考 1 上記の額は、令和8年1月1日現在の額です。

2 昇給並びに期末手当及び勤勉手当の支給はありません。

(5) **任用期間** 令和9年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、最長令和11年3月31日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職（解雇）する場合があります。

（注）「再度の任用」は、「同じ職の任期が延長される」又は「同一の職に再度任用される」という意味ではなく、「新たな職に改めて任用される」という意味です。

（注）療養休暇又は休職により4月1日から実際に勤務できない場合は、再度の任用をしないことがあります。

(6) **条件付採用** 採用後1箇月間（採用後1箇月間の勤務日数が15日に満たない場合は、採用後の勤務日数が15日に達する日まで）は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職（解雇）する場合があります。

(7) **保険等** 通勤及び公務上での災害補償

(8) **兼業** 兼業をすることができます。ただし、兼業をする場合は、届出が必要です。

（注）勤務条件は改定される場合があります。

1.1 注意事項

- (1) 指定された日時に試験会場に集合してください。
- (2) 原則として、この試験で提出された書類等は返却できません。
- (3) 申込書等に含まれる受験者の個人情報は、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (4) **申込書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。**
- (5) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに健康づくり推進課に問い合わせてください。

<申込み先 及び 問合せ先>

〒790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目30番地5 松山市保健所 健康づくり推進課 健康支援担当
電話 089-911-1810